平成２７年（フ）第６９２号
神戸市中央区琴ノ緒町４丁目10番19号　ニッコービル102、従前の住所神戸市中央区琴ノ緒町２丁目３番５―1004号
債務者　佐久間隆一
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本佳世子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７０８号
横浜市保土ケ谷区上菅田町59番地９
債務者　杉本　辰夫
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若井　公志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月10日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７３４号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目５番地１　ライオンズマンション三ツ境第２―513号室
債務者　和田　義幸
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村あすか
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２６２号
沖縄県那覇市字安謝255番地11　宮城アパート203
債務者　森田　正史
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２５１８号
大阪市東住吉区矢田１丁目12番17―406号、前住所大阪市東住吉区矢田２丁目４番17号　エルスト東住吉　504号
債務者　友広　伸憲
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２８３号
大阪市北区長柄西１丁目１番２号　ハイツ長柄　302号室、前住所大阪市西淀川区出来島２丁目９番22―308号
債務者　平野　直美
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４５７号
大阪市中央区日本橋１丁目23番26号　第２岡本ビル205
債務者　中北　　努
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６９８号
大阪市北区天満橋３丁目５番22―107号
債務者　吉森　涼子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７９６号
大阪府豊中市服部寿町１丁目２番25―202号
債務者　谷崎佐和子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８９２号
大阪市城東区今福東２丁目８番５―502号
債務者　中井　麻紀
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９２４号
大阪府枚方市招提元町３丁目29番30号
債務者　宮山　美幸（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９４１号
大阪市鶴見区横堤１丁目６番21号　第五白百合荘25
債務者　増田　秀穂
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９４７号
大阪市東淀川区東淡路３丁目３番38号　バートンハウス淀川206号
債務者　澤田　　明
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９６１号
大阪市此花区高見１丁目５番46―812号、前住所大阪市此花区高見１丁目５番46―1103号
債務者　吉田　郭也
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４００８号
大阪市鶴見区今津中４丁目３番26号　木村マンション　106
債務者　松井　幸三
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４００９号
大阪府枚方市渚元町19番13―105号
債務者　山田喜代志
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０１３号
大阪市住吉区浅香２丁目１番３―102号
債務者　瀬﨑　千晶
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部